

秋田県食品ロス削減推進計画について

計画策定の背景

- 食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、本来食べられるにもかかわらず捨てられる「食品ロス」が全国で年間600万トン発生している。
- 食品ロスの発生は、食品の生産や製造に使用した資源やエネルギーが無駄になるだけでなく、処分するために新たなエネルギー等を使用することになり、温室効果ガスの排出増加につながる。
- 持続可能な社会の実現のため、食品ロスの削減に向けた意識の醸成と行動の定着を図り、多様な主体と連携した県民運動として食品ロス削減を推進する必要がある。

計画の位置付け

食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する食品ロス削減推進計画

計画期間

令和4年度～12年度（9年間）

現状と課題

①本県の食品ロス発生状況

- ・ 家庭から年間3.6万トン（令和元年度推計）
- ・ 事業活動から年間2.2万トン（平成30年度推計）

家庭系食品ロス発生量（1人1日あたり）	
全国	秋田県
59.8[g/(人日)]	103.2[g/(人日)]

②各主体の現状と課題

（消費者）

- ・ 鮮度や形状など多様なニーズがあり、食品の製造、販売等に大きな影響を与えている。
- ・ 自らの消費行動が食品ロスに与える影響について理解を深め、行動する必要がある。

（事業者）

- ・ 消費者の多様なニーズに対応しつつも、コスト意識が徹底されており、食品ロス削減に努めてきている。
- ・ 事業者相互の連携による削減の余地が見込まれるため、事業者をつなげる取組が必要である。

（フードバンク活動団体）

- ・ 未利用食品に対する需要はあるものの、効率的に収集・配達する仕組みが脆弱である。
- ・ 未利用食品が有効利用される仕組みづくりや活動団体への支援が必要である。

推進施策

1 消費者への普及啓発・教育

- ・ 食品ロス削減の必要性に係る理解の促進と、行動の定着につなげる啓発
- ・ 食品を無駄にしない買い物や管理方法の周知
- ・ 食材の旬や特徴に関する知識、それらを上手に活用した調理方法の周知
- ・ 外食時の食べ残しの削減や、食中毒予防に配慮した残り物の持ち帰りへの理解促進
- ・ 家庭や学校等における食育や地産地消の推進

2 食品関連事業者等の取組に対する支援

- ・ 食品ロス削減に役立つ新技術や情報の提供
- ・ 規格外や未利用の農産物の活用（加工・販売等）
- ・ 消費者の過度な鮮度志向等を見直すための啓発
- ・ 消費者が食べ残しの持ち帰りができる環境の整備
- ・ 食品廃棄物が資源やエネルギーとして再生利用されるような仕組みづくり

3 未利用食品の有効活用

- ・ 未利用食品が、フードバンク活動や子ども食堂で有効活用されるような仕組みづくり
- ・ 賞味期限が近づいた災害時用備蓄食品等の有効活用



4 実態把握と情報の収集及び提供

- ・ 県民一人当たりの家庭系食品ロスの発生量が多い要因の精査
- ・ 定期的な食品ロス等の実態把握
- ・ 食品ロスに関する県民意識の継続的な把握
- ・ 食品ロスの効果的な削減方法に関する情報収集や調査、検討等と情報提供



計画の目標 （令和12年度）

（認識と行動）

- 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 90%（現状）→ 100%
- 食品ロスを削減する取組の平均実施率 43%（現状）→ 50%

（取組の成果）

- 県民1人1日当たりの家庭系食品ロスの発生量 103.2g（現状）→ 80g
- 事業系食品ロスの発生量 2.2万トン（現状）→ 1.8万トン